

コクサイ・ケイマン・トラスト –
米ドル建 米ドルヘッジ
国際・キャピタル 日本株式オープン
豪ドル建 豪ドルヘッジ
国際・キャピタル 日本株式オープン

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型

愛称:KCジャパン

償還運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第 11 期

(自 2023年10月 1 日
至 2024年 9 月30日(終了日))

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラストー米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「米ドル建 米ドルヘッジ」ということがあります。）および豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「豪ドル建 豪ドルヘッジ」ということがあります、米ドル建 米ドルヘッジと総称してまたは個別に「サブ・ファンド」といいます。）は、2024年9月30日に終了しました。ここに、最終計算期間である第11期（以下「当期」ということがあります。）および設定以来の運用状況をご報告申し上げます。

ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型	
信託期間	サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始し、2024年9月30日に終了しました。	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式等（これに準ずるものを含みます。）に投資するコクサイ・トラストージャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下「投資先ファンド」といいます。）の各クラス受益証券への投資を通じて、信託財産の成長を目指すことでした。	
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラスト ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジ クラス ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス
	コクサイ・トラスト ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジ クラス ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス	わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）
サブ・ファンドの運用方法	ケイマン諸島籍の投資信託であるコクサイ・トラストのサブ・ファンドである投資先ファンドに投資することにより運用しました。	
主な投資制限	サブ・ファンド	①各サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、各サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。 ②原則として、残存借入総額が当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③各サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産に各サブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④投資対象の購入、投資および追加の結果、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産が各サブ・ファンドの資産額の50%超を構成することとなる場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。
	コクサイ・トラスト ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 米ドル建 米ドルヘッジ クラス ージャパン・エクイティ・マスター・ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス	①投資先ファンドについて空売りは禁止されます。 ②残存借入総額が投資先ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③投資先ファンドは、流動性に欠ける資産に投資先ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。
分配方針	管理会社は、その裁量により、経費控除後の利子・配当等収益、売買益（評価益を含みます。）および分配可能な元本から毎年10月14日（または、当該日が営業日でない場合には翌営業日）に分配を宣言することができました。	

I. 運用の経過等

(1) 第10期までの運用の経過

■第1期 2014年2月19日～2014年9月30日

市場動向

第1期前半の株式市場は、中国の景気減速やロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクに対する懸念に加えて、市場で期待が高まっていた追加金融緩和について日本銀行（以下「日銀」といいます。）の黒田総裁が否定的な姿勢を見せたことなどから国内株式市場は軟調な推移となりました。その後、安部政権の成長戦略第2弾への期待や米国の主要株価指数の過去最高値更新、消費増税の影響がさほど大きくない可能性を示唆した国内経済統計などにも支援され、日本の株式市場は反発基調になりました。第1期後半に入り、市場の想定を上回る法人税引き下げの検討や米連邦準備理事会（以下「FRB」といいます。）議長が早期の利上げに慎重な姿勢を示したことなどから一段高の展開となりました。その後も、国内主要企業の4－6月期決算が良好だったことに加えて、公的年金の運用改革期待なども好感され、第1期末にかけても株価は堅調に推移しました。

ポートフォリオについて

投資先ファンドにおける2014年9月30日のポートフォリオ状況は以下の通りです。

企業訪問を中心とした情報収集や銘柄ごとの投資判断を重視した運用に努めた結果、業種別では、銀行業や電気機器、輸送用機器などが組入上位となりました。

■第2期 2014年10月1日～2015年9月30日

市場動向

第2期の初めの国内株式市場は、2014年10月の日銀による予想外の追加の金融緩和政策の決定を受け、円安が進行するとともに、株価は上昇しました。その後、消費税率再引き上げ時期の延期や衆議院選挙での与党圧勝観測などに支えられ、上昇基調を維持したものの、原油安やギリシャ情勢の不透明感などが嫌気され、株価は上値の重い展開となりました。2015年に入ると、欧州中央銀行（以下「ECB」といいます。）が市場予想を上回る規模の量的金融緩和策を決定したことやFRB議長が利上げを急がない姿勢を示したこと、国内春闘の結果報告などが好感され、5月末にかけて株価は上昇しました。その後、ギリシャ問題の動向や中国株式市場の急落などに影響され、国内株式市場は、上下に振れる場面があったものの、ほぼ横ばいとなりました。8月には市場予想に反した中国元の対米ドル為替レートの基準値切り下げを受けて中国経済の減速懸念が浮上し、急落する中国の株式市場を背景に投資家のリスク回避姿勢が強まり世界同時株安が進んだことや、為替市場で急速な円高が進行したことなどから、期末にかけて国内株式市場も急落しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・TOPIX[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、トプコンやIHIなどの株価下落が投資先ファンドにマイナスに影響しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第3期 2015年10月1日～2016年9月30日

市場動向

第3期の初めから2015年11月にかけての国内株式市場では、米国の利上げが12月に実施されるとの観測が高まる中、為替市場で円安・ドル高が進行したことなどから、株価が上昇しました。その後、12月は、ECBの追加金融緩和の内容が市場の期待に届かなかったことなどから下落しました。2016年に入ると、日銀によるマイナス金利導入などを受けて株価が急上昇する場面があったものの、中東地域における地政学リスクの高まりや、中国の景気減速懸念、原油価格の下落などを背景に国内株式市場は下落基調となりました。その後、3月から期末にかけては、英国の国民投票でEU離脱が選択されたことで一時株式市場が大きく下落する局面がみられたものの、米国の利上げ動向や日銀による金融政策などに注目が集まる中、ほぼ同じ水準で推移しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、三菱UFJフィナンシャル・グループや、三井住友フィナンシャルグループなどの株価下落が投資先ファンドにマイナスに影響しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第4期 2016年10月1日～2017年9月30日

市場動向

第4期の初めから2016年12月にかけての国内株式市場では、米大統領選でトランプ氏が勝利したことなどを受けて一時大きく下落する局面もあったものの、トランプ政権による経済政策への期待が高まったことや為替市場で円安・米ドル高が進行したことなどから、株価が上昇しました。その後2017年4月にかけては、欧州における政治リスクの高まりや、トランプ政権の政権運営に対する不透明感、シリアや北朝鮮をめぐる地政学リスクの高まりなどから下落する局面があった一方、国内企業の底堅い業績への期待や堅調な欧米の株式市場に支えられ、国内株式市場はほぼ同じ水準内での推移となりました。

2017年5月から期末にかけては、北朝鮮情勢などが波乱要因となったものの、国内外の堅調な経済環境などを背景に、国内株式市場は堅調に推移しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、旭化成や、SMCなどの株価上昇が投資先ファンドにプラスに寄与しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第5期 2017年10月1日～2018年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第5期を通してみると上昇しました。

第5期の初めから2018年1月にかけては、米税制改革が進展する期待が高まったことや、米国の好調な経済指標および企業業績などを背景に上昇しました。

2018年2月から3月にかけては、米国における金利の上昇や、米国が鉄鋼とアルミニウムの輸入に対する関税を発動する方針を示したことなどから下落しました。

2018年4月以降は、米中貿易摩擦への懸念やトルコ・リラの急落などにより一時下落する局面もありましたが、好調な日米企業決算の発表や第5期末にかけて米中貿易摩擦への懸念が和らいだことなどから上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、S B Iホールディングスやソフトバンクグループなどの株価上昇が、投資先ファンドにプラスに寄与しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第6期 2018年10月1日～2019年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第6期を通してみると下落しました。

第6期の初めから2018年12月にかけては、米中貿易摩擦への懸念が高まったことや、中国の景気悪化懸念が高まったことなどから国内株式市場は下落しました。

2019年1月から4月にかけては、米中通商協議進展への期待や、米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録から年内の利上げ打ち止めの観測が高まったことなどを背景に上昇しました。

5月以降は、トランプ米大統領が中国に対する関税引き上げを表明したことなどから下落する局面があった一方で、米国の利下げ期待が高まったことや、中国が米国に対する関税の対象から一部製品を除外すると発表したことなどが上昇要因となり、レンジ内の推移となりました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、ソフトバンクグループや、S B I ホールディングスなどの株価下落が投資先ファンドにマイナスに影響しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第7期 2019年10月1日～2020年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第7期を通してみると上昇しました。

期首から2020年2月上旬にかけては、欧米での金融緩和や米中通商交渉が第一段階の合意に至ったことなどを受けて、世界経済悪化への警戒感が後退したことなどから国内株式市場は上昇しました。

2月中旬から3月中旬にかけては、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、世界的な景気悪化懸念が強まったことなどから下落しました。

3月下旬から期末にかけては、新型コロナウイルスのワクチン開発への期待が高まったことや、主要国の経済対策への期待などを受けて上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、ネットワンシステムズや、ソフトバンクグループなどの株価上昇が投資先ファンドにプラスに寄与しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第8期 2020年10月1日～2021年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第8期を通してみると上昇しました。

期首から2021年3月にかけては、新型コロナウイルスワクチンの開発や普及を背景に経済活動の正常化期待が高まったことや米バイデン政権下における追加の経済対策への期待などを背景に国内株式市場は上昇しました。

2021年4月から8月にかけては、新型コロナウイルスワクチン接種の進展などが国内株式市場を下支えした一方で、国内外での新型コロナウイルス変異株の感染拡大の影響などが懸念され、一進一退の推移となりました。

その後、期末にかけては、国内における新政権の誕生と経済対策への期待が高まったことなどを背景に国内株式市場は上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、ベйкаレント・コンサルティングや日立製作所などの株価上昇が、投資先ファンドにプラスに寄与しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第9期 2021年10月1日～2022年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第9期を通してみると下落しました。

期首から2022年3月上旬にかけては、米国において金融引き締めに向けた懸念が強まったことや、ロシアのウクライナ侵攻を背景とする地政学リスクの高まりや商品市況の上昇が世界経済に与える悪影響が懸念されたことなどから、国内株式市況は下落しました。

3月中旬から8月中旬にかけては、中国での経済正常化による業績回復への期待が高まったことや、原油市況の上昇一服を受けて米国などでのインフレや利上げペース拡大への懸念が後退したことなどから、国内株式市況は上昇しました。

8月下旬から期末にかけては、8月の米消費者物価指数（CPI）が市場予想を超える上昇となったことを受け、金融引き締め強化への懸念が強まる中で米金利が大きく上昇し、世界的な景気減速が懸念されたことなどから、国内株式市況は下落しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・TOPIX®配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、ニトリホールディングスや、ベイカレント・コンサルティングなどの株価下落が投資先ファンドにマイナスに影響しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

■第10期 2022年10月1日～2023年9月30日

市場動向

国内株式市場は、第10期を通してみると上昇しました。

第10期の初めから2023年3月上旬にかけては、「ゼロコロナ」政策を緩和した中国の経済回復に伴う国内企業の業績拡大期待が高まったことなどから、国内株式市場は上昇しました。

3月中旬から第10期末にかけては、米銀行の破綻に端を発した金融不安の広がりや中国経済の減速感などによる国内企業への悪影響が懸念されたことから一時的に下落する局面もあったものの、日銀新総裁が金融緩和を維持する方針を示したことや、米国での金融引き締め長期化懸念が後退したことなどから国内株式市場は上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、東京エレクトロンや、伊藤忠商事などの株価上昇が投資先ファンドにプラスに寄与しました。

(米ドル建 米ドルヘッジ クラス)

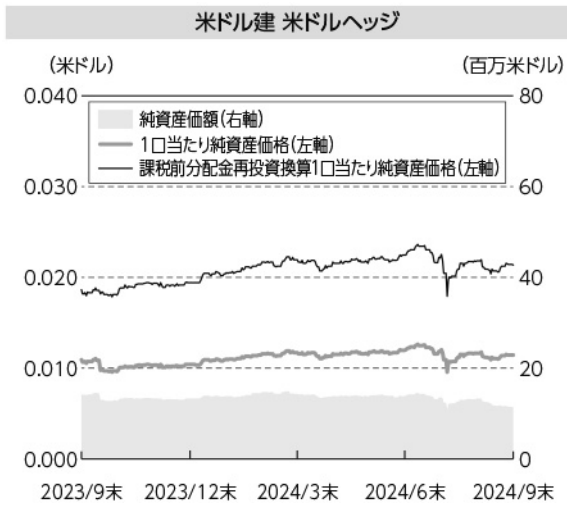
- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス)

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。

(2) 当期の運用の経過

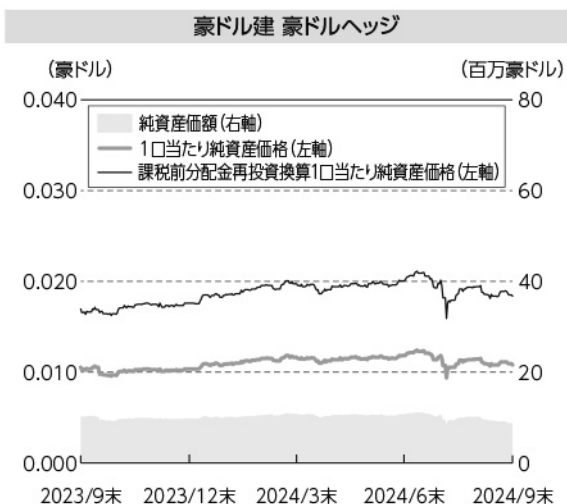
■ 1口当たり純資産価格等の推移について



<米ドル建 米ドルヘッジ>

第10期末の 1口当たり純資産価格	0.010912米ドル
第11期末の 1口当たり純資産価格	0.011430米ドル
第11期中の 1口当たり分配金合計額	0.000943米ドル
騰落率	14.89%

- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産価額は、評価日（第11期末については終了日）付で公表された1口当たり純資産価格および純資産価額を記載しており、財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日（2014年2月19日）の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注4) 騰落率は、評価日（第11期末については終了日）付の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。
- (注5) 1口当たり分配金の金額は、税引前の金額を記載しています。以下同じです。
- (注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。



<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

第10期末の 1口当たり純資産価格	0.010549豪ドル
第11期末の 1口当たり純資産価格	0.010806豪ドル
第11期中の 1口当たり分配金合計額	0.000571豪ドル
騰落率	8.44%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

米ドル建 米ドルヘッジ

- ・国内株式市場が上昇した中、投資先ファンドの組入銘柄（リクルートホールディングスや、日立製作所など）の株価上昇が1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・投資先ファンドにおける円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が、1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。

豪ドル建 豪ドルヘッジ

- ・国内株式市場が上昇した中、投資先ファンドの組入銘柄（リクルートホールディングスや、日立製作所など）の株価上昇が1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・投資先ファンドにおける円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が、1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。

■ 分配金について

当期（2023年10月1日～2024年9月30日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

＜米ドル建 米ドルヘッジ＞

（金額：米ドル）

分配落日（注1）	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格 比率（注2））	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額（注3）
2023/10/16	0.009738	0.000943 (8.83%)	0.001384

（注1）「分配落日」には、分配方針に基づき当該日における分配が可能であったが実際には分配金が支払われなかった日を含みます。以下同じです。

（注2）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、サブ・ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注3）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

（注4）2023年10月16日の直前の分配落日（2022年10月14日）における1口当たり純資産価格は、0.009297米ドルでした。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

（金額：豪ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格 比率）	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額
2023/10/16	0.009739	0.000571 (5.54%)	0.001166

（注）2023年10月16日の直前の分配落日（2022年10月14日）における1口当たり純資産価格は、0.009144豪ドルでした。

■投資環境について

国内株式市場は、当期を通してみると上昇しました。

当期の初めから2024年7月前半にかけては、日銀の金融政策修正観測などを背景に国内の長期金利が上昇し、金融関連企業の業績改善期待が高まったことなどから、国内株式市場は上昇しました。2024年7月後半から8月の月初にかけては、米国の景気後退が懸念されて米国株式が下落したことや、日米金融政策の方向性の違いから円高が大幅に進行したことなどが嫌気され、国内株式市場は大きく下落しました。その後は、米国の景気後退に関する過度な懸念が和らいだことや、国内の堅調な一部経済指標などを受けて、国内株式市場は上昇しました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドは、投資先ファンドの各クラス受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。以下は、投資先ファンドのポートフォリオに関する説明です。

- ・投資先ファンドでは、わが国の金融商品取引所上場株式等（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行いました。
- ・T O P I X[®]配当込み指数をベンチマークとし円ベースで超過収益の獲得を目指しました。
- ・企業の収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して銘柄の選定を行いました。
- ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行いました。
- ・複数のポートフォリオ・マネージャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイディアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指しました。
- ・その結果、リクルートホールディングスや、日立製作所などの株価上昇が投資先ファンドにプラスに寄与しました。
- ・償還に向けて、2024年9月から保有資産を売却し、安定運用へ切り替えました。

（米ドル建 米ドルヘッジ クラス）

- ・投資先ファンドの米ドル建 米ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に米ドル建となるように円売り／米ドル買いの為替取引を行いました。円売り／米ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。
- ・償還に向けて、2024年9月から、投資先ファンドの売却と、円売り／米ドル買い為替取引の解消を行い、安定運用へ切り替えました。

（豪ドル建 豪ドルヘッジ クラス）

- ・投資先ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジ クラスにおいては、その円建の組入資産について、かかる円資産が実質的に豪ドル建となるように円売り／豪ドル買いの為替取引を行いました。円売り／豪ドル買いの為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）が1口当たり純資産価格に対してプラスに寄与しました。
- ・償還に向けて、2024年9月から、投資先ファンドの売却と、円売り／豪ドル買い為替取引の解消を行い、安定運用へ切り替えました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在、有価証券等の組入れはなく、該当事項はありません。

■今後の運用方針

該当事項はありません。

(3) 費用の明細

項目	項目の概要													
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%	信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。												
投資顧問報酬	各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%	投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。												
受託報酬	各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01% (各サブ・ファンドにつき最低年間10,000米ドル)	信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。												
管理事務代行報酬 および 名義書換事務 代行報酬	<table><thead><tr><th>各サブ・ファンドの 純資産価額</th><th>対純資産価額の 料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5億米ドル／5億豪ドルまでの部分について</td><td>年率0.05%</td></tr><tr><td>5億米ドル／5億豪ドル超</td><td></td></tr><tr><td>10億米ドル／10億豪ドルまでの部分について</td><td>年率0.04%</td></tr><tr><td>10億米ドル／10億豪ドル超の部分について</td><td>年率0.03%</td></tr><tr><td colspan="2">(各サブ・ファンドにつき最低月間3,750米ドル)</td></tr></tbody></table>	各サブ・ファンドの 純資産価額	対純資産価額の 料率	5億米ドル／5億豪ドルまでの部分について	年率0.05%	5億米ドル／5億豪ドル超		10億米ドル／10億豪ドルまでの部分について	年率0.04%	10億米ドル／10億豪ドル超の部分について	年率0.03%	(各サブ・ファンドにつき最低月間3,750米ドル)		管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われます。
各サブ・ファンドの 純資産価額	対純資産価額の 料率													
5億米ドル／5億豪ドルまでの部分について	年率0.05%													
5億米ドル／5億豪ドル超														
10億米ドル／10億豪ドルまでの部分について	年率0.04%													
10億米ドル／10億豪ドル超の部分について	年率0.03%													
(各サブ・ファンドにつき最低月間3,750米ドル)														
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます(最低月間400米ドル)。	保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われます。												
販売報酬	各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。												
代行協会員報酬	各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%	受益証券1口当たり純資産価額の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。												
その他の費用 (当期)	—	サブ・ファンドの設立に関する費用、投資関連費用、運営費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等を含みます。)、およびその他すべての管理費用として支払われます。												

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。なお、各サブ・ファンドの当期末における財務書類上の純資産価額は0米ドルおよび0豪ドルであることから、当期のその他の費用の金額を各サブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率は表示していません。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 運用実績

(1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第11会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

＜米ドル建 米ドルヘッジ＞

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2014年9月末日)	44,186,349.34	6,306,717,641	0.010495	1.4980
第2会計年度末 (2015年9月末日)	40,363,459.59	5,761,076,587	0.010327	1.4740
第3会計年度末 (2016年9月末日)	31,348,844.05	4,474,420,511	0.008957	1.2784
第4会計年度末 (2017年9月末日)	30,702,750.10	4,382,203,522	0.011399	1.6270
第5会計年度末 (2018年9月末日)	43,742,366.88	6,243,348,025	0.010941	1.5616
第6会計年度末 (2019年9月末日)	32,462,961.35	4,633,438,473	0.009148	1.3057
第7会計年度末 (2020年9月末日)	25,629,825.25	3,658,144,958	0.010568	1.5084
第8会計年度末 (2021年9月末日)	24,107,152.68	3,440,813,902	0.012318	1.7581
第9会計年度末 (2022年9月末日)	15,556,459.91	2,220,373,523	0.009012	1.2863
第10会計年度末 (2023年9月末日)	14,443,518.37	2,061,523,377	0.010912	1.5575
第11会計年度末 (2024年9月末日)	11,393,528.96	1,626,198,388	0.011430	1.6314
2023年10月末日	12,956,551.66	1,849,288,618	0.009766	1.3939
11月末日	13,329,668.64	1,902,543,605	0.010331	1.4745
12月末日	13,308,007.95	1,899,451,975	0.010394	1.4835
2024年1月末日	13,863,709.85	1,978,767,307	0.010978	1.5669
2月末日	14,524,710.37	2,073,111,911	0.011436	1.6323
3月末日	14,367,393.24	2,050,658,037	0.011714	1.6719
4月末日	13,938,599.07	1,989,456,245	0.011577	1.6524
5月末日	13,995,693.87	1,997,605,386	0.011748	1.6768
6月末日	13,885,539.00	1,981,882,981	0.011998	1.7125
7月末日	13,705,071.83	1,956,124,902	0.012037	1.7180
8月末日	13,270,540.28	1,894,104,214	0.011674	1.6662
9月末日	11,393,528.96	1,626,198,388	0.011430	1.6314

- (注1) 上記の「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日(第11期末については終了日)付で公表された純資産価額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2024年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=142.73円および1豪ドル=98.73円)によります。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2014年9月末日)	12,815,411.11	1,265,265,539	0.010575	1.0441
第2会計年度末 (2015年9月末日)	12,592,355.00	1,243,243,209	0.010312	1.0181
第3会計年度末 (2016年9月末日)	17,763,689.30	1,753,809,045	0.008939	0.8825
第4会計年度末 (2017年9月末日)	14,388,854.54	1,420,611,609	0.011481	1.1335
第5会計年度末 (2018年9月末日)	21,235,298.34	2,096,561,005	0.010850	1.0712
第6会計年度末 (2019年9月末日)	23,022,655.00	2,273,026,728	0.009032	0.8917
第7会計年度末 (2020年9月末日)	18,122,791.65	1,789,263,220	0.009994	0.9867
第8会計年度末 (2021年9月末日)	15,853,458.19	1,565,211,927	0.012165	1.2011
第9会計年度末 (2022年9月末日)	10,235,764.92	1,010,577,071	0.008866	0.8753
第10会計年度末 (2023年9月末日)	10,452,642.94	1,031,989,437	0.010549	1.0415
第11会計年度末 (2024年9月末日)	8,745,522.27	863,445,414	0.010806	1.0669
2023年10月末日	9,405,314.25	928,586,676	0.009764	0.9640
11月末日	9,796,461.53	967,204,647	0.010297	1.0166
12月末日	9,831,260.91	970,640,390	0.010363	1.0231
2024年1月末日	10,154,058.39	1,002,510,185	0.010923	1.0784
2月末日	10,447,288.96	1,031,460,839	0.011374	1.1230
3月末日	10,787,125.47	1,065,012,898	0.011632	1.1484
4月末日	10,587,672.12	1,045,320,868	0.011478	1.1332
5月末日	10,543,665.17	1,040,976,062	0.011605	1.1458
6月末日	10,719,331.56	1,058,319,605	0.011825	1.1675
7月末日	10,662,584.04	1,052,716,922	0.011837	1.1687
8月末日	10,196,473.21	1,006,697,800	0.011447	1.1302
9月末日	8,745,522.27	863,445,414	0.010806	1.0669

(2) 分配の推移

下記の各会計年度中における分配の推移は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	米ドル	円
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし	
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000080	0.0114
第3会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	0.000896	0.1279
第4会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	0	0
第5会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	0.001538	0.2195
第6会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	0.000596	0.0851
第7会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	0	0
第8会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	0.000746	0.1065
第9会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	0.001820	0.2598
第10会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	0	0
第11会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	0.000943	0.1346

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	豪ドル	円
第1会計年度 (2014年2月19日～2014年9月末日)	該当事項なし	
第2会計年度 (2014年10月1日～2015年9月末日)	0.000160	0.0158
第3会計年度 (2015年10月1日～2016年9月末日)	0.000898	0.0887
第4会計年度 (2016年10月1日～2017年9月末日)	0	0
第5会計年度 (2017年10月1日～2018年9月末日)	0.001626	0.1605
第6会計年度 (2018年10月1日～2019年9月末日)	0.000509	0.0503
第7会計年度 (2019年10月1日～2020年9月末日)	0	0
第8会計年度 (2020年10月1日～2021年9月末日)	0.000159	0.0157
第9会計年度 (2021年10月1日～2022年9月末日)	0.001672	0.1651
第10会計年度 (2022年10月1日～2023年9月末日)	0	0
第11会計年度 (2023年10月1日～2024年9月末日)	0.000571	0.0564

(3) 販売および買戻しの実績

下記の各会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績、ならびに各会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドル建 米ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2014年2月19日～ 2014年9月末日)	5,910,600,940 (5,910,600,940)	1,700,510,244 (1,700,510,244)	4,210,090,696 (4,210,090,696)
第2会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月末日)	4,224,146,688 (4,224,146,688)	4,525,838,788 (4,525,838,788)	3,908,398,596 (3,908,398,596)
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	509,974,759 (509,974,759)	918,464,367 (918,464,367)	3,499,908,988 (3,499,908,988)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	698,020,389 (698,020,389)	1,504,370,808 (1,504,370,808)	2,693,558,569 (2,693,558,569)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	2,406,957,910 (2,406,957,910)	1,102,348,546 (1,102,348,546)	3,998,167,933 (3,998,167,933)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	473,750,313 (473,750,313)	923,465,534 (923,465,534)	3,548,452,712 (3,548,452,712)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	35,849,452 (35,849,452)	1,159,038,487 (1,159,038,487)	2,425,263,677 (2,425,263,677)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	231,067,969 (231,067,969)	699,292,093 (699,292,093)	1,957,039,553 (1,957,039,553)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	72,262,288 (72,262,288)	303,163,564 (303,163,564)	1,726,138,277 (1,726,138,277)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	18,226,266 (18,226,266)	420,697,096 (420,697,096)	1,323,667,447 (1,323,667,447)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	31,661,488 (31,661,488)	358,530,727 (358,530,727)	996,798,208 (996,798,208)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(注3) 上記の各会計年度末の数値は、評価日(第11会計年度末については終了日)付で公表された販売および買戻しの実績ならびに発行済口数を記載しており、財務書類における数値と異なる場合があります。なお、第11会計年度の買戻し口数および第11会計年度末日現在の発行済口数は、サブ・ファンドの終了日における償還前の受益証券買戻し口数および受益証券発行済口数であり、償還後の口数を記載した財務書類の数値とは異なります。以下同じです。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2014年2月19日～ 2014年9月末日)	1,823,855,590 (1,823,855,590)	612,043,266 (612,043,266)	1,211,812,324 (1,211,812,324)
第2会計年度 (2014年10月1日～ 2015年9月末日)	1,009,546,909 (1,009,546,909)	1,000,170,764 (1,000,170,764)	1,221,188,469 (1,221,188,469)
第3会計年度 (2015年10月1日～ 2016年9月末日)	1,039,670,570 (1,039,670,570)	273,695,719 (273,695,719)	1,987,163,320 (1,987,163,320)
第4会計年度 (2016年10月1日～ 2017年9月末日)	577,210,503 (577,210,503)	1,311,093,750 (1,311,093,750)	1,253,280,073 (1,253,280,073)
第5会計年度 (2017年10月1日～ 2018年9月末日)	1,167,343,246 (1,167,343,246)	463,406,027 (463,406,027)	1,957,217,292 (1,957,217,292)
第6会計年度 (2018年10月1日～ 2019年9月末日)	854,939,048 (854,939,048)	263,170,413 (263,170,413)	2,548,985,927 (2,548,985,927)
第7会計年度 (2019年10月1日～ 2020年9月末日)	132,064,053 (132,064,053)	867,634,494 (867,634,494)	1,813,415,486 (1,813,415,486)
第8会計年度 (2020年10月1日～ 2021年9月末日)	166,915,054 (166,915,054)	677,132,435 (677,132,435)	1,303,198,105 (1,303,198,105)
第9会計年度 (2021年10月1日～ 2022年9月末日)	105,798,900 (105,798,900)	254,535,776 (254,535,776)	1,154,461,229 (1,154,461,229)
第10会計年度 (2022年10月1日～ 2023年9月末日)	55,660,785 (55,660,785)	219,288,757 (219,288,757)	990,833,257 (990,833,257)
第11会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月末日)	31,923,207 (31,923,207)	213,422,433 (213,422,433)	809,334,031 (809,334,031)

Ⅲ. 純資産額計算書

＜米ドル建 米ドルヘッジ＞

(2024年9月末日現在)

I 資産総額	11,882,550.55米ドル	1,695,996,440円
II 負債総額	489,021.59米ドル	69,798,052円
III 純資産価額 (I - II)	11,393,528.96米ドル	1,626,198,388円
IV 発行済口数	996,798,208口	
V 1口当たり純資産価格 (III/IV)	0.011430米ドル	1.6314円

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

(2024年9月末日現在)

I 資産総額	9,184,377.37豪ドル	906,773,578円
II 負債総額	438,855.10豪ドル	43,328,164円
III 純資産価額 (I - II)	8,745,522.27豪ドル	863,445,414円
IV 発行済口数	809,334,031口	
V 1口当たり純資産価格 (III/IV)	0.010806豪ドル	1.0669円

(注) 上記の表における各数値は、サブ・ファンドの終了日における償還前の数値であり、償還後の数値を記載した財務書類の数値とは異なります。

IV. ファンドの経理状況

(1) コクサイ・ケイマン・トラストー

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝142.73円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
の受託会社としての地位のみにおける
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）
リミテッド御中

意見

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）の2024年9月30日現在の資産負債計算書、ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライト（関連する注記を含む。）について監査を実施した（以下、総称して「財務書類」という。）。

我々は、添付の財務書類は、2024年9月30日現在のサブ・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、我々の監査に関連する倫理要件に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、また我々のその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成し、および適正表示に関する内部統制を立案、実施および維持する責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類が発行可能となった日から1年間、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類全体について重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、絶対的な確証ではなく、したがって、US GAASに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することを保証するものではない。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、誤謬による重大な虚偽記載を発見できないリスクに比べて、より大きい。虚偽記載は、単独でまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

U S G A A S に準拠した監査を行うに当たり我々は以下を実行する。

- ・ 監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠を試査により評価することが含まれる。
- ・ サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制について理解する。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・ 使用された会計方針の適切性および経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。
- ・ 我々の判断において、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として合理的な期間にわたって存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを結論づける。

我々は、とりわけ計画した監査の範囲および時期、重大な監査所見ならびに我々が監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して内部統制の責任者に報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年6月26日



Report of independent auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open (the "Fund"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2024, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of September 30, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Report of independent auditors (continued)

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of USD-denominated USD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

June 26, 2025

(1) 貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラストー
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2024年9月30日現在

	米ドル	千円
資産		
現金	62,079	8,861
未収金：		
投資有価証券売却	11,577,116	1,652,402
資産合計	11,639,195	1,661,262
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	11,441,188	1,633,001
未払専門家報酬	80,939	11,552
未払販売報酬	39,686	5,664
未払登録費用	26,067	3,721
未払投資顧問報酬	19,841	2,832
未払保管報酬	12,410	1,771
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7,804	1,114
未払印刷費用	4,566	652
未払受託報酬	2,737	391
未払管理報酬	2,204	315
未払代行協会員報酬	1,628	232
その他の負債	125	18
負債合計	11,639,195	1,661,262
純資産	—	—
純資産		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	—	—
発行済受益証券口数		
米ドル建 米ドルヘッジクラス	— 口	
受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	円
米ドル建 米ドルヘッジクラス	—	—

注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラスト
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書

2024年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
費用		
販売報酬	111,957	15,980
専門家報酬	86,775	12,385
投資顧問報酬	63,289	9,033
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	52,068	7,432
保管報酬	32,814	4,684
登録費用	27,090	3,867
印刷費用	26,557	3,790
受託報酬	11,080	1,581
管理報酬	7,185	1,026
代行協会員報酬	6,790	969
その他の費用	126	18
費用合計	425,731	60,765
投資純損失	(425,731)	(60,765)
実現および未実現利益／（損失）：		
実現純利益／（損失）：		
投資先ファンドの売却	7,024,752	1,002,643
実現純利益	7,024,752	1,002,643
未実現評価益／（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(4,706,951)	(671,823)
未実現評価損の純変動	(4,706,951)	(671,823)
実現および未実現純利益	2,317,801	330,820
運用による純資産の純増加	1,892,070	270,055

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト
 米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 純資産変動計算書
 2024年9月30日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加／（減少）		
投資純損失	(425, 731)	(60, 765)
実現純利益	7, 024, 752	1, 002, 643
未実現評価損の純変動	(4, 706, 951)	(671, 823)
運用による純資産の純増加	1, 892, 070	270, 055
受益者への分配	(1, 251, 068)	(178, 565)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(15, 084, 520)	(2, 153, 014)
純資産の純減少	(14, 443, 518)	(2, 061, 523)
純資産		
期首	14, 443, 518	2, 061, 523
期末	—	—

米ドル建 米ドルヘッジクラス

サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	31, 661, 488 口	
買戻し	(1, 355, 328, 935) 口	
受益証券口数の純変動	(1, 323, 667, 447) 口	
金額		
発行	354, 792 米ドル	50, 639 千円
買戻し	(15, 439, 312) 米ドル	(2, 203, 653) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(15, 084, 520) 米ドル	(2, 153, 014) 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー
米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト

2024年9月30日に終了した年度

受益証券1口当たりデータ（要約）

	米ドル建 米ドルヘッジクラス	
	米ドル	円
期首1口当たり純資産価格	0.010912	1.5575
投資純損失 [±]	(0.000348)	(0.0497)
投資による実現および未実現純利益	0.001809	0.2582
投資運用による利益合計	0.001461	0.2085
受益者への分配	(0.000943)	(0.1346)
期末1口当たり純資産価格 ^{±±}	0.011430	1.6314
トータル・リターン ⁽¹⁾	14.89 %	
期末純資産	—	—
平均純資産に対する費用比率	3.13 %	
平均純資産に対する投資純損失比率	(3.13) %	

[±] 当年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{±±} 2024年9月30日における最終買戻し前の1口当たり純資産価格を表す。

⁽¹⁾ トータル・リターンは、再投資された分配金（もしあれば）の影響を踏まえたものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2024年9月30日現在

1. 組織

米ドル建 米ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく管理投資信託として登録されており、したがって、ミューチュアル・ファンド法に従い規制される。規制ミューチュアル・ファンドとして、ファンドはケイマン諸島金融庁の監督を受ける。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの米ドル建 米ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、早期に終了しない限り、または管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは管理会社および受託会社の同意の上サブ・ファンドの受益者決議により、その存続期間を延長しない限り、2024年9月30日に終了することが予定されていた。サブ・ファンドは、また、投資先ファンドが終了した場合にも終了する可能性があった。

注記3において開示されているとおり、2024年9月18日、投資先ファンドの受託会社は、清算計画を承認し、清算が間近に迫っていると判断した。米ドル建 米ドルヘッジクラスは、2024年9月30日に終了した。

これに関連して、2024年9月18日、サブ・ファンドの唯一の受益者は、すべての発行済受益証券の買戻しを請求し、2024年9月30日に買い戻された受益証券の保有者に帰属するすべての純資産につき償還を受ける意向を表明した。

サブ・ファンドは、A S C 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2023年10月1日から2024年9月30日（サブ・ファンドの会計年度末）までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎「営業日」（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第6位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

サブ・ファンドは、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU. S. G A A Pの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の1口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「O T C」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

O T Cデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのO T Cデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのO T Cデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

2024年9月30日現在、サブ・ファンドは、投資有価証券を保有していなかった。その結果、レベル1、レベル2およびレベル3と評価される投資有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2024年9月30日に終了した年度に宣言され支払われた分配金は、以下のとおりである。

受益者への分配	金額
米ドル建 米ドルヘッジクラス	\$ 1,251,068
合計	\$ 1,251,068

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

2024年9月30日現在、または2024年9月30日に終了した年度において、サブ・ファンドは、デリバティブ商品を保有していなかった。

サブ・ファンドは、随時、締結されるO T Cデリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約（以下、総称して「マスター契約」という。）等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2024年9月30日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信

用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2024年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2024年9月30日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下、本「3. 投資先ファンド」において「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「マスター・ファンド」という。）のもとで2013年10月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）に従い設立されたサブ・ファンドである。マスター・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資先ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

2024年9月18日までは、2つのクラスの受益証券（豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス）が、投資家に対して、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で販売されていた。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有していた。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意した。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスは、2024年9月30日に終了した。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱UFJアセットマネジメント株式会社によって設定された特定の日本の投資信託（三菱UFJアセットマネジメント株式会社が投資顧問業

務を提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売されていた豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。)のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2024年9月17日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ247.7800豪ドルおよび254.4500米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、T O P I X 配当込み指数を日本円建て年間1.5%（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（以下「F A S B」という。）会計基準編纂書トピック946「金融サービス—投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

2024年9月18日、投資先ファンドの受託会社は、清算計画を承認し、清算が間近に迫っていると判断した。これを受けて、2024年9月18日、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その会計処理基準を、継続企業を前提とした基準から清算を前提とした基準に変更した。一部の償還手取り金は、2024年9月30日に支払われた。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの残りの負債は、適切な整理を通じて清算される。

4. 受益証券

2024年9月30日に終了した年度において、唯一の受益者は、すべての発行済受益証券につき買戻しを受けた。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書
が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されること
を条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込
みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法（随時改正される。）および管理事務代行会社に適
用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求
される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すこと
ができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指
定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、
翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留
保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を
含む。）から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とす
る。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉
徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が
その投資家の投資プログラムのすべてを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリ
スクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適して
いる。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部の
ポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファン
ドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび
投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。
サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案
事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場
が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択
する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、
関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、米ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって米ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのOTCデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、OTCデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入れを要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管者が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドル以外の通貨建てで表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクー一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含む経済的ヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしれないという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) その他のリスク

有価証券またはその他の金融商品の価格は、様々な要因（一般経済、市場全体、ならびに地方、地域または世界の政治的および／または社会的な不安定性を含むがこれらに限定されない。）の影響を受けることもある。戦争、テロ行為、感染症の拡大もしくはその他の公衆衛生上の問題、不況またはその他の事象といった地方、地域または世界的な事象が、サブ・ファンドおよびその投資対象に重大な影響を及ぼす可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会一會計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2024年9月30日現在、調査対象となる課税年度は、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄によって異なり、また時効に係る法令に基づき、2014年（運用開始）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2014年（運用開始）から2024年9月30日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2024年9月30日に終了した年度に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年9月30日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01%から0.55%の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引1件につき10米ドルから150米ドルの範囲内の取引費用も受領する。2024年9月30日に終了した年度に保管会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における保管会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2024年9月30日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における受託会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日において発生し、四半期ごとに支払われる。2024年9月30日に終了した年度に投資顧問会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるサブ・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に代行協会員が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における代行協会員への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に日本における販売会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に管理会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における管理会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、印刷費用、登録費用ならびに専門家報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2024年9月30日現在、サブ・ファンドのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間の外国為替予約取引はなかった。2024年9月30日に終了した年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で締結された外国為替予約取引に係る損益計算書に開示すべき実現利益／損失はなかった。

10. 最近の公表

2020年3月、FASBは、会計基準更新書（以下「ASU」という。）である、ASU2020-04「金利指標改革（トピック848）－金利指標改革が財務報告に与える影響の緩和」を公表した。ASU2020-04の改訂は、2021年末にロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）およびその他の銀行間取引に基づく金利指標の廃止が予定されていたことに伴う特定の種類の契約変更の影響につき、任意かつ一時的な財務報告上の軽減措置を提供する。ASU2020-04は、2020年3月12日から2024年12月31日までの期間に発生する特定の金利指標に関連する契約変更に適用される。経営陣は、ASU2020-04の適用がサブ・ファンドの財務書類に重大な影響を与えるものとは考えていない。

11. 後発事象

経営陣は、2025年6月26日（財務書類の公表日）までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。

注記1において開示されているとおり、サブ・ファンドの唯一の受益者は、2024年9月30日時点のすべての発行済受益証券の買戻しを請求した。2024年10月5日から2025年6月26日までの期間に、サブ・ファンドのすべての残存する負債（サブ・ファンドの償還済受益証券に係る未払金を含む。）が全額清算された。

調整または財務書類において追加の開示を必要とするその他の後発事象はなかった。

(2) コクサイ・ケイマン・トラストー

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2024年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝98.73円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

独立監査人の報告書

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
の受託会社としての地位のみにおける
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）
リミテッド御中

意見

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）の2024年9月30日現在の資産負債計算書、ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライト（関連する注記を含む。）について監査を実施した（以下、総称して「財務書類」という。）。

我々は、添付の財務書類は、2024年9月30日現在のサブ・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトを、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準（以下「US GAAS」という。）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、我々の監査に関連する倫理要件に従ってサブ・ファンドから独立した立場にあり、また我々のその他の倫理的な義務を果たすことが求められる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成し、および適正表示に関する内部統制を立案、実施および維持する責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、財務書類が発行可能となった日から1年間、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを評価することが求められる。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類全体について重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得ること、および我々の意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、絶対的な確証ではなく、したがって、US GAASに準拠して行われる監査が、重大な虚偽記載が存在する場合に常に発見することを保証するものではない。不正による重大な虚偽記載を発見できないリスクは、不正が共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、誤謬による重大な虚偽記載を発見できないリスクに比べて、より大きい。虚偽記載は、単独でまたは全体として、財務書類に基づく合理的な利用者による判断に影響を及ぼす実質的な可能性がある場合に、重大とみなされる。

U S G A A S に準拠した監査を行うに当たり我々は以下を実行する。

- ・ 監査中、専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つ。
- ・ 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行する。当該手続には、財務書類中の金額や開示に関する証拠を試査により評価することが含まれる。
- ・ サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制について理解する。したがって、それに関する意見表明はされない。
- ・ 使用された会計方針の適切性および経営陣が行った会計上の重要な見積りの合理性を評価し、財務書類の全体的な表示を査定する。
- ・ 我々の判断において、全体的に考慮して、サブ・ファンドが継続企業として合理的な期間にわたって存続する能力について重大な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するかどうかを結論づける。

我々は、とりわけ計画した監査の範囲および時期、重大な監査所見ならびに我々が監査中に認識した特定の内部統制に関連する事項に関して内部統制の責任者に報告することが求められる。

プライスウォーターハウスクーパース

2025年6月26日



Report of independent auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open (the "Fund"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities as of September 30, 2024, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended, including the related notes (collectively referred to as the "financial statements").

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Fund as of September 30, 2024, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America (US GAAS). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are required to be independent of the Fund and to meet our other ethical responsibilities, in accordance with the relevant ethical requirements relating to our audit. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is required to evaluate whether there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for one year after the date the financial statements are available to be issued.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Report of independent auditors (continued)

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of AUD-denominated AUD Hedged Kokusai Capital Japan Equity Open

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not absolute assurance and therefore is not a guarantee that an audit conducted in accordance with US GAAS will always detect a material misstatement when it exists. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control. Misstatements are considered material if there is a substantial likelihood that, individually or in the aggregate, they would influence the judgment made by a reasonable user based on the financial statements.

In performing an audit in accordance with US GAAS, we:

- Exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit.
- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, and design and perform audit procedures responsive to those risks. Such procedures include examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control. Accordingly, no such opinion is expressed.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluate the overall presentation of the financial statements.
- Conclude whether, in our judgment, there are conditions or events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Fund's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time.

We are required to communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit, significant audit findings, and certain internal control-related matters that we identified during the audit.

PricewaterhouseCoopers

June 26, 2025

(1) 貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラストー
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2024年9月30日現在

	豪ドル	千円
資産		
外国通貨（原価：109豪ドル）	109	11
未収金：		
投資有価証券売却	9,113,361	899,762
その他の資産	141	14
資産合計	9,113,611	899,787
負債		
保管会社に対する債務	41,109	4,059
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	8,810,179	869,829
未払専門家報酬	127,869	12,625
未払登録費用	43,520	4,297
未払販売報酬	33,539	3,311
未払保管報酬	18,129	1,790
未払投資顧問報酬	16,728	1,652
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	11,339	1,119
未払印刷費用	6,038	596
未払受託報酬	2,693	266
未払管理報酬	1,801	178
未払代行協会員報酬	667	66
負債合計	9,113,611	899,787
純資産	—	—
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	—	—
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	— 口	
受益証券1口当たり純資産価格	豪ドル	円
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	—	—

注記は、財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラストー
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
損益計算書

2024年9月30日に終了した年度

	豪ドル	千円
費用		
専門家報酬	141,146	13,935
販売報酬	87,088	8,598
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	83,986	8,292
登録費用	58,234	5,749
投資顧問報酬	54,558	5,387
保管報酬	41,804	4,127
印刷費用	39,330	3,883
受託報酬	15,453	1,526
管理報酬	4,891	483
代行協会員報酬	4,492	443
その他の費用	26	3
費用合計	531,008	52,426
投資純損失	(531,008)	(52,426)
実現および未実現利益／（損失）：		
実現純利益／（損失）：		
投資先ファンドの売却	4,431,342	437,506
外国為替取引	(9)	(1)
実現純利益	4,431,333	437,506
未実現評価益／（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(3,072,517)	(303,350)
未実現評価損の純変動	(3,072,517)	(303,350)
実現および未実現純利益	1,358,816	134,156
運用による純資産の純増加	827,808	81,729

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー
 豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
 純資産変動計算書
 2024年9月30日に終了した年度

	豪ドル	千円
運用による純資産の純増加／（減少）		
投資純損失	(531, 008)	(52, 426)
実現純利益	4, 431, 333	437, 506
未実現評価損の純変動	(3, 072, 517)	(303, 350)
運用による純資産の純増加	827, 808	81, 729
受益者への分配	(554, 771)	(54, 773)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(10, 725, 680)	(1, 058, 946)
純資産の純減少	(10, 452, 643)	(1, 031, 989)
純資産		
期首	10, 452, 643	1, 031, 989
期末	—	—

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

サブ・ファンドの受益証券取引		
受益証券口数		
発行	31, 923, 207 口	
買戻し	(1, 022, 756, 464) 口	
受益証券口数の純変動	(990, 833, 257) 口	
金額		
発行	348, 608 豪ドル	34, 418 千円
買戻し	(11, 074, 288) 豪ドル	(1, 093, 364) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(10, 725, 680) 豪ドル	(1, 058, 946) 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー
豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト

2024年9月30日に終了した年度

受益証券1口当たりデータ（要約）

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	豪ドル	円
期首1口当たり純資産価格	0.010549	1.0415
投資純損失 [±]	(0.000575)	(0.0568)
投資による実現および未実現純利益	0.001403	0.1385
投資運用による利益合計	0.000828	0.0817
受益者への分配	(0.000571)	(0.0564)
期末1口当たり純資産価格 ^{±±}	<u>0.010806</u>	<u>1.0669</u>
トータル・リターン ⁽¹⁾	8.44 %	
期末純資産	—	—
平均純資産に対する費用比率	5.22 %	
平均純資産に対する投資純損失比率	(5.22) %	

[±] 当年度の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{±±} 2024年9月30日における最終買戻し前の1口当たり純資産価格を表す。

⁽¹⁾ トータル・リターンは、再投資された分配金（もしあれば）の影響を踏まえたものである。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2024年9月30日現在

1. 組織

豪ドル建 豪ドルヘッジ 国際・キャピタル 日本株式オープン（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「管理会社」という。）の間に締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2014年2月19日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づく管理投資信託として登録されており、したがって、ミューチュアル・ファンド法に従い規制される。規制ミューチュアル・ファンドとして、ファンドはケイマン諸島金融庁の監督を受ける。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト（以下「投資先ファンド」という。）のシリーズの一つであるジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの豪ドル建 豪ドルヘッジクラスへの投資を通じて、信託財産の成長を目指すことである。投資先ファンドは、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（同様の金融商品を含む。）に投資する。サブ・ファンドは、資産のほぼすべてを投資先ファンドに投資することにより、投資目的の達成を追求する。したがって、サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの形態で構成されている。本書中のこれに反する記載に関わらず、サブ・ファンドまたは受益者の利益になると判断される場合、サブ・ファンドの資産が株式および確定利付証券を含むその他の有価証券に投資されることがある。

サブ・ファンドは、早期に終了しない限り、または管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは管理会社および受託会社の同意の上サブ・ファンドの受益者決議により、その存続期間を延長しない限り、2024年9月30日に終了することが予定されていた。サブ・ファンドは、また、投資先ファンドが終了した場合にも終了する可能性があった。

注記3において開示されているとおり、2024年9月18日、投資先ファンドの受託会社は、清算計画を承認し、清算が間近に迫っていると判断した。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスは、2024年9月30日に終了した。

これに関連して、2024年9月18日、サブ・ファンドの唯一の受益者は、すべての発行済受益証券の買戻しを請求し、2024年9月30日に買い戻された受益証券の保有者に帰属するすべての純資産につき償還を受ける意向を表明した。

サブ・ファンドは、A S C 946における指針の解釈に基づく投資会社としての定義に合致している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2023年10月1日から2024年9月30日（サブ・ファンドの会計年度末）までの期間を反映している。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎「営業日」（(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）によって、各営業日の営業終了時点において小数第6位まで四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. G A A Pに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定には、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に積極的に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

サブ・ファンドは、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU. S. G A A Pの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない当該投資の1口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの。）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、報告事業体の測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「O T C」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

O T Cデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、O T Cデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのO T Cデリバティブのうちインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのO T Cデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

2024年9月30日現在、サブ・ファンドは、投資有価証券を保有していなかった。その結果、レベル1、レベル2およびレベル3と評価される投資有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドの売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、2014年10月以降（または、管理会社が決定するこれより後の年以降）、毎年10月14日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2024年9月30日に終了した年度に宣言され支払われた分配金は、以下のとおりである。

受益者への分配	金額
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$ 554,771
合計	\$ 554,771

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの表示通貨および報告通貨は、豪ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの表示通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の価値の変動は、未実現為替評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替取引を締結することを認められている。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求している。

2024年9月30日現在、または2024年9月30日に終了した年度において、サブ・ファンドは、デリバティブ商品を保有していなかった。

サブ・ファンドは、随時、締結されるO T Cデリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約（以下、総称して「マスター契約」という。）等のマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび関連する取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、投資有価証券明細表に記載されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定される。2024年9月30日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信

用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースにおいても、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの一または複数の取引相手方による決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2024年9月30日現在の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2024年9月30日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド（以下、本「3. 投資先ファンド」において「ジャパン・エクイティ・マスター・ファンド」という。）は、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託（以下「マスター・ファンド」という。）のもとで2013年10月3日付補遺信託証書（以下「補遺信託証書」という。）に従い設立されたサブ・ファンドである。マスター・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド（以下「投資先ファンドの受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、2013年10月24日付で運用を開始した。

注記3において、インタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドは、注記1において定義されるサブ・ファンドの受託会社（ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド）と区別する目的においてのみ、投資先ファンドの受託会社と称される。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資運用会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

2024年9月18日までは、2つのクラスの受益証券（豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラス）が、投資家に対して、それぞれ豪ドルおよび米ドル建で販売されていた。また、金利差に相当する為替ヘッジ・プレミアムおよび受益証券クラスの通貨（以下「クラス通貨」という。）の高騰に由来する為替差益を追求するため、各株式クラスは、外国為替予約取引またはノン・デリバラブル・フォワード取引を締結することによる、為替ヘッジ・ポジションを有していた。ヘッジ・ポジションを取る場合、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、クレディ・スイス・インターナショナル（以下「為替管理事務代行会社」という。）が提供するヘッジ・オーバーレイ・サービスを利用することに同意した。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスは、2024年9月30日に終了した。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、三菱UFJアセットマネジメント株式会社によって設定された特定の日本の投資信託（三菱UFJアセットマネジメント株式会社が投資顧問業

務を提供しているケイマン諸島の信託である、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドに対してのみ販売されていた豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスを除く。)のマスター・ファンドとしてのみ設立されている。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの機能通貨および表示通貨（以下「機能通貨」という。）は、日本円である。投資先ファンドの受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラスの運用通貨で計算および値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの運用通貨は、豪ドルであり、米ドル建 米ドルヘッジクラスについては、米ドルである。2024年9月17日現在、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルヘッジクラスの運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ247.7800豪ドルおよび254.4500米ドルであった。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの投資目的は、主として日本の金融商品取引所に上場している株式等（これに準じるものを含む。）に投資することにより、信託財産の成長を追求することである。市場の全サイクルを通じて、投資運用会社は、T O P I X 配当込み指数を日本円建て年間1.5%（手数料控除前）上回ることを目指している。

ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは投資会社であり、米国財務会計基準審議会（以下「F A S B」という。）会計基準編纂書トピック946「金融サービスー投資会社」の投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

2024年9月18日、投資先ファンドの受託会社は、清算計画を承認し、清算が間近に迫っていると判断した。これを受けて、2024年9月18日、ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドは、その会計処理基準を、継続企業を前提とした基準から清算を前提とした基準に変更した。一部の償還手取り金は、2024年9月30日に支払われた。ジャパン・エクイティ・マスター・ファンドの残りの負債は、適切な整理を通じて清算される。

4. 受益証券

2024年9月30日に終了した年度において、唯一の受益者は、すべての発行済受益証券につき買戻しを受けた。

(A) 発行

当初払込日以降、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の受益証券1口当たり純資産価格で購入可能となる。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、該当する営業日（当該営業日を含む。）から5営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法（随時改正される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日以降、受益者はいずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社は、その単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻金額の支払は、サブ・ファンドの表示通貨建てで、管理会社が買戻請求を承認した日（同日を含む。）から通常5営業日以内に、保管会社またはその代理人によって行われる。

受益証券の買戻金額は、管理会社が買戻請求を承認した営業日現在の1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金から第三者の費用または源泉徴収税（該当する場合）を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムのすべてを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより株式への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が急激にかつ予測不能に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

投資先ファンドは、主に日本円建の資産に投資する。サブ・ファンドは、豪ドル建であるため、為替相場の変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。当該リスクは、通常、「為替変動リスク」と呼ばれ、サブ・ファンドの強力な機能通貨が投資家へのリターンを減少させる可能性がある一方、サブ・ファンドの弱い機能通貨が当該リターンを増加させる可能性があることをいう。外国為替変動リスクの軽減を追求するための手段として、日本円建の原資産について、原則として投資先ファンドによって豪ドルに対する為替ヘッジ取引が実施される。このため、外国為替相場の変動が投資先ファンドにおけるサブ・ファンドの投資の価値に影響を与えることがある。

(C) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

(D) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

投資先ファンドまたは投資先ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行およびブローカーを含む。）が、財務上の困難および投資先ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、投資先ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとマスター・ネットティング契約を締結することで、カウンター・パーティーの信用リスクに対するエクスポージャーの軽減を試みる。マスター・ネットティング契約は、カウンター・パーティーの信用度が指定されたレベルを超えて低下した時点で、当該契約下で行われた取引のすべてを終了できる権利をサブ・ファンドに与える。マスター・ネットティング契約に基づき、各当事者は、他方当事者の債務不履行があった場合または契約が終了した場合に、当該契約の下で行われた取引のすべてを終了し、各取引に基づき一方当事者が他方当事者に対して支払義務を負う金額を相殺する権利を有する。サブ・ファンドのOTCデリバティブに関連するカウンター・パーティーの信用リスクから発生する最大損失リスクは、一般的に、未実現評価益の総額およびカウンター・パーティーがサブ・ファンドに差し入れた担保を超えるカウンター・パーティーの未払金額である。サブ・ファンドは、最低譲渡規定に従い、カウンター・パーティーのために、OTCデリバティブに関して、各カウンター・パーティーの未決済のデリバティブ契約における未実現評価益以上の金額の担保の差入れを要求されることがあり、かかる差入れ担保（もしあれば）は、投資有価証券明細表に特定されている。

(E) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管者が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(F) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、豪ドル以外の通貨建てで表示または値付けがなされることがある。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(G) デリバティブ

サブ・ファンドは、投資をヘッジするまたは利益の増加の追求を目的として、デリバティブ商品を利用することがある。他の種類の金融商品に比べて、デリバティブは、サブ・ファンドのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の変動が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクー一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含む経済的ヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた保有財産の価額変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしれないという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) その他のリスク

有価証券またはその他の金融商品の価格は、様々な要因（一般経済、市場全体、ならびに地方、地域または世界の政治的および／または社会的な不安定性を含むがこれらに限定されない。）の影響を受けることもある。戦争、テロ行為、感染症の拡大もしくはその他の公衆衛生上の問題、不況またはその他の事象といった地方、地域または世界的な事象が、サブ・ファンドおよびその投資対象に重大な影響を及ぼす可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の当事者（受託会社および投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の義務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。更に、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に実質的に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会一會計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、権利または賦課金はない。

2024年9月30日現在、調査対象となる課税年度は、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄によって異なり、また時効に係る法令に基づき、2014年（運用開始）から当会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2014年（運用開始）から2024年9月30日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、毎月3,750米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。2024年9月30日に終了した年度に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2024年9月30日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社との間で保管契約を締結し、保管会社は当該契約について純資産の0.01%から0.55%の範囲内の保管報酬を受領する。保管会社は、毎月400米ドルの最低報酬を受領する。保管会社はまた、専門的な処理に関して取引1件につき10米ドルから150米ドルの範囲内の取引費用も受領する。2024年9月30日に終了した年度に保管会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における保管会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2024年9月30日に終了した年度に受託会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における受託会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.35%の料率で年間報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日において発生し、四半期ごとに支払われる。2024年9月30日に終了した年度に投資顧問会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における投資顧問会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、ファンドに関する資料の配布、純資産価額の公表および日本におけるサブ・ファンドの財務書類の提供に責任を負い、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に代行協会員が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における代行協会員への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）は、日本法に従い投資家により申し込まれた受益証券取引の完了に責任を負い、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.70%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に日本における販売会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における日本における販売会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、投資顧問会社の指示に従ってファンド運用サービスおよび投資運用サービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2024年9月30日に終了した年度に管理会社が稼得した報酬、および2024年9月30日現在における管理会社への未払報酬残高（もしあれば）は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書において開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、印刷費用、登録費用ならびに専門家報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2024年9月30日現在、サブ・ファンドのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間の外国為替予約取引はなかった。2024年9月30日に終了した年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーとの間で締結された外国為替予約取引に係る損益計算書に開示すべき実現利益／損失はなかった。

10. 最近の公表

2020年3月、FASBは、会計基準更新書（以下「ASU」という。）である、ASU2020-04「金利指標改革（トピック848）－金利指標改革が財務報告に与える影響の緩和」を公表した。ASU2020-04の改訂は、2021年末にロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）およびその他の銀行間取引に基づく金利指標の廃止が予定されていたことに伴う特定の種類の契約変更の影響につき、任意かつ一時的な財務報告上の軽減措置を提供する。ASU2020-04は、2020年3月12日から2024年12月31日までの期間に発生する特定の金利指標に関連する契約変更に適用される。経営陣は、ASU2020-04の適用がサブ・ファンドの財務書類に重大な影響を与えるものとは考えていない。

11. 後発事象

経営陣は、2025年6月26日（財務書類の公表日）までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。

注記1において開示されているとおり、サブ・ファンドの唯一の受益者は、2024年9月30日時点のすべての発行済受益証券の買戻しを請求した。2024年10月5日から2025年6月26日までの期間に、サブ・ファンドのすべての残存する負債（サブ・ファンドの償還済受益証券に係る未払金を含む。）が全額清算された。

調整または財務書類において追加の開示を必要とするその他の後発事象はなかった。

V. 投資信託財産運用総括表

<米ドル建 米ドルヘッジ>

信託期間	投資信託当初払込日	2014年 2 月19日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2024年 9 月30日		資産総額	11,882,550.55米ドル
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了日	差引増減	負債総額	489,021.59米ドル
				純資産価額	11,393,528.96米ドル
受益権口数	1,035,913,384口	996,798,208口	△39,115,176口	受益権口数	996,798,208口
元本額 (純資産価格)	10,359,133.84米ドル	11,393,528.96米ドル	1,034,395.12米ドル	1口当たり償還金	0.011430米ドル

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

信託期間	投資信託当初払込日	2014年 2 月19日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2024年 9 月30日		資産総額	9,184,377.37豪ドル
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了日	差引増減	負債総額	438,855.10豪ドル
				純資産価額	8,745,522.27豪ドル
受益権口数	158,675,539口	809,334,031口	650,658,492口	受益権口数	809,334,031口
元本額 (純資産価格)	1,586,755.39豪ドル	8,745,522.27豪ドル	7,158,766.88豪ドル	1口当たり償還金	0.010806豪ドル

毎計算期末の状況

<米ドル建 米ドルヘッジ>

計算期	元本額 (期初純資産価額) (米ドル)	純資産価額 (米ドル)	1口当たり純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (米ドル)	分配率 (%)
第1期	10,359,133.84	44,186,349.34	0.010495	該当事項なし	
第2期	44,186,349.34	40,363,459.59	0.010327	0.000080	0.77
第3期	40,363,459.59	31,348,844.05	0.008957	0.000896	10.00
第4期	31,348,844.05	30,702,750.10	0.011399	0	0
第5期	30,702,750.10	43,742,366.88	0.010941	0.001538	14.06
第6期	43,742,366.88	32,462,961.35	0.009148	0.000596	6.52
第7期	32,462,961.35	25,629,825.25	0.010568	0	0
第8期	25,629,825.25	24,107,152.68	0.012318	0.000746	6.06
第9期	24,107,152.68	15,556,459.91	0.009012	0.001820	20.20
第10期	15,556,459.91	14,443,518.37	0.010912	0	0
第11期	14,443,518.37	11,393,528.96	0.011430	0.000943	8.25
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				0.008049	7.58

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

計算期	元本額 (期初純資産価額) (豪ドル)	純資産価額 (豪ドル)	1口当たり純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (豪ドル)	分配率 (%)
第1期	1,586,755.39	12,815,411.11	0.010575	該当事項なし	
第2期	12,815,411.11	12,592,355.00	0.010312	0.000160	1.55
第3期	12,592,355.00	17,763,689.30	0.008939	0.000898	10.05
第4期	17,763,689.30	14,388,854.54	0.011481	0	0
第5期	14,388,854.54	21,235,298.34	0.010850	0.001626	14.99
第6期	21,235,298.34	23,022,655.00	0.009032	0.000509	5.64
第7期	23,022,655.00	18,122,791.65	0.009994	0	0
第8期	18,122,791.65	15,853,458.19	0.012165	0.000159	1.31
第9期	15,853,458.19	10,235,764.92	0.008866	0.001672	18.86
第10期	10,235,764.92	10,452,642.94	0.010549	0	0
第11期	10,452,642.94	8,745,522.27	0.010806	0.000571	5.28
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				0.006401	6.03

VI. お知らせ

サブ・ファンドは、2024年9月30日に終了しました。償還金は、日本における販売会社を通じて受益者のみなさまにお支払いしました。